

石川県石川海区 共同漁業権に関する情報一覧

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第6号	石川県漁業協同組合	羽咋郡志賀町地先	次のアからソまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分50秒8、東経136度43分21秒1 イ 北緯37度03分45秒1、東経136度42分22秒9 ウ 北緯37度04分33秒1、東経136度42分08秒7 エ 北緯37度04分59秒8、東経136度42分16秒1 オ 北緯37度05分29秒1、東経136度42分25秒4 カ 北緯37度07分30秒2、東経136度42分55秒0 キ 北緯37度08分08秒8、東経136度42分19秒4 ク 北緯37度07分46秒3、東経136度41分59秒7 ケ 北緯37度07分40秒5、東経136度40分54秒4 コ 北緯37度07分41秒8、東経136度40分18秒8 サ 北緯37度07分58秒2、東経136度39分54秒2 シ 北緯37度08分58秒0、東経136度39分27秒2 ス 北緯37度09分17秒9、東経136度39分38秒1 セ 北緯37度13分03秒9、東経136度39分40秒7 ソ 北緯37度13分11秒4、東経136度41分46秒1	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 いか・かいかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羽咋郡志賀町福浦港、富来寺下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、相神、中浜、酒見、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、鹿頭、笹波、前浜及び深谷	福浦港水域施設内では第2種共同漁業を操業してはならない。
共第7号	石川県漁業協同組合	輪島市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域並びにキとク及びケとコの間直線間において最大高潮時海岸線から550メートル以内の区域 ア 北緯37度13分11秒4、東経136度41分46秒1 イ 北緯37度13分03秒9、東経136度39分40秒7 ウ 北緯37度14分45秒8、東経136度41分12秒9 エ 北緯37度15分55秒5、東経136度42分43秒7 オ 北緯37度16分57秒5、東経136度43分19秒7 カ 北緯37度17分16秒4、東経136度43分17秒2 キ 北緯37度18分09秒7、東経136度43分17秒9 ク 北緯37度18分26秒9、東経136度43分26秒2 ケ 北緯37度22分23秒6、東経136度46分19秒9 コ 北緯37度22分10秒8、東経136度46分37秒8	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 いか・かいかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	輪島市門前町鋤地、門前町大泊、門前町腰縄、門前町赤神、門前町藤浜、門前町池田、門前町北川、門前町千代、門前町黒島町、門前町鹿嶽、門前町深見、門前町吉浦、門前町五十州、門前町音月及び門前町梅見	なし

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第10号	石川県漁業協同組合	輪島市御厨島、烏帽子島及び荒三子島地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度35分48秒5、東経136度51分46秒7 イ 北緯37度35分23秒2、東経136度50分52秒9 ウ 北緯37度34分59秒0、東経136度51分00秒2 エ 北緯37度34分47秒0、東経136度51分54秒1 オ 北緯37度35分07秒7、東経136度52分53秒3 カ 北緯37度35分22秒2、東経136度52分57秒2 キ 北緯37度35分31秒9、東経136度52分41秒1	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおりの漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くらも漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ぼんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	輪島市海士町、鳳至町、鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町	なし
共第11号	石川県漁業協同組合	輪島市大島及び竜島地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度37分05秒8、東経136度53分43秒0 イ 北緯37度37分14秒6、東経136度53分01秒7 ウ 北緯37度37分04秒9、東経136度52分48秒8 エ 北緯37度36分49秒8、東経136度52分50秒9 オ 北緯37度36分18秒4、東経136度53分58秒1 カ 北緯37度36分24秒2、東経136度54分27秒3 キ 北緯37度36分41秒8、東経136度54分26秒2	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおりの漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くらも漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ぼんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	輪島市海士町、鳳至町、鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町	なし

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第15号	石川県漁業協同組合	珠洲市地先	次のアとイ及びウとエの両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域 ア 北緯37度31分36秒8、東経137度17分39秒0 イ 北緯37度32分13秒7、東経137度17分33秒4 ウ 北緯37度31分13秒7、東経137度20分58秒5 エ 北緯37度30分58秒7、東経137度20分18秒2	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ぼんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たご漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	珠洲市川浦町及び狼煙町	なし
共第16号	石川県漁業協同組合	珠洲市地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度30分58秒7、東経137度20分18秒2 イ 北緯37度31分23秒5、東経137度21分24秒5 ウ 北緯37度30分21秒0、東経137度22分13秒7 エ 北緯37度28分57秒3、東経137度21分27秒6 オ 北緯37度28分32秒5、東経137度20分37秒5	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 はまぐり漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ぼんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たご漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	珠洲市三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第17号	石川県漁業協同組合	珠洲市地先	次のアからケまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度28分32秒5、東経137度20分37秒5 イ 北緯37度28分57秒3、東経137度21分27秒6 ウ 北緯37度28分13秒6、東経137度22分12秒7 エ 北緯37度27分38秒5、東経137度22分14秒4 オ 北緯37度26分33秒4、東経137度21分44秒2 カ 北緯37度26分07秒1、東経137度21分02秒1 キ 北緯37度25分47秒2、東経137度18分18秒7 ク 北緯37度25分19秒5、東経137度17分41秒0 ケ 北緯37度26分32秒3、東経137度17分13秒0		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	珠洲市三崎町宇治、三崎町引砂、三崎町高波、三崎町伏見、三崎町小泊、三崎町雲津、鯉島町、正院町川尻及び正院町正院	なし
共第18号	石川県漁業協同組合	珠洲市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度26分32秒3、東経137度17分13秒0 イ 北緯37度25分19秒5、東経137度17分41秒0 ウ 北緯37度24分35秒5、東経137度16分31秒6 エ 北緯37度24分40秒2、東経137度14分41秒9		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	珠洲市熊谷町、野々江町、飯田町、土戸町北方、土戸町寺社及び土戸町南方	飯田港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第19号	石川県漁業協同組合	珠洲市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度24分40秒2、東経137度14分41秒9 イ 北緯37度24分35秒5、東経137度16分31秒6 ウ 北緯37度23分49秒6、東経137度17分00秒5 エ 北緯37度23分05秒6、東経137度16分24秒4 オ 北緯37度22分12秒1、東経137度16分31秒4 カ 北緯37度22分23秒9、東経137度14分20秒4		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	珠洲市宝立町鰯飼、宝立町春日野、宝立町鶴島、宝立町南黒丸及び宝立町宗玄	なし
共第20号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡能登町地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度22分23秒9、東経137度14分20秒4 イ 北緯37度22分12秒1、東経137度16分31秒4 ウ 北緯37度21分25秒9、東経137度16分33秒7 エ 北緯37度19分30秒3、東経137度16分28秒3 オ 北緯37度18分01秒2、東経137度15分06秒4 カ 北緯37度18分26秒0、東経137度14分47秒1		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡能登町字恋路、字松波、字布浦、字九里川尻、字四方山、字立壁、字白丸、字内浦長尾及び字新保	なし
共第21号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡能登町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度18分26秒0、東経137度14分47秒1 イ 北緯37度18分01秒2、東経137度15分06秒4 ウ 北緯37度17分26秒0、東経137度14分16秒7 エ 北緯37度17分24秒8、東経137度13分10秒9 オ 北緯37度17分51秒7、東経137度12分56秒6		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 もずく漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡能登町字越坂、字市之瀬及び字小木	小木港水域施設内で第2種共同漁業を作業してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第22号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡能登町地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分51秒7、東経137度12分56秒6 イ 北緯37度17分24秒8、東経137度13分10秒9 ウ 北緯37度17分29秒6、東経137度12分33秒9 エ 北緯37度17分46秒0、東経137度12分25秒2 オ 北緯37度17分45秒2、東経137度12分18秒7 カ 北緯37度18分06秒2、東経137度12分31秒0	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡能登町字姫	なし
共第23号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡能登町地先	次のアからシまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度18分06秒2、東経137度12分31秒0 イ 北緯37度17分45秒2、東経137度12分18秒7 ウ 北緯37度17分46秒0、東経137度12分25秒2 エ 北緯37度17分29秒6、東経137度12分33秒9 オ 北緯37度17分33秒6、東経137度11分53秒0 カ 北緯37度17分32秒2、東経137度11分01秒6 キ 北緯37度17分30秒2、東経137度10分14秒7 ク 北緯37度17分30秒9、東経137度09分02秒0 ケ 北緯37度16分29秒8、東経137度06分52秒5 コ 北緯37度15分13秒9、東経137度05分58秒4 サ 北緯37度14分25秒4、東経137度05分25秒0 シ 北緯37度14分53秒5、東経137度04分59秒6	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡能登町字真脇、字小浦、字羽根、字宇出津、字藤波、字波並、字矢波、字七見及び字鶴川	宇出津港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
共第24号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡穴水町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分53秒5、東経137度04分59秒6 イ 北緯37度14分25秒4、東経137度05分25秒0 ウ 北緯37度12分49秒3、東経137度04分38秒0 エ 北緯37度11分59秒3、東経137度03分25秒4 オ 北緯37度12分22秒3、東経137度02分25秒1	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡穴水町字竹太、字古君、字宇加川、字前波及び字沖波	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第25号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡穴水町地先	次のアからスまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度12分22秒3、東経137度02分25秒1 イ 北緯37度11分59秒3、東経137度03分25秒4 ウ 北緯37度11分40秒4、東経137度02分23秒6 エ 北緯37度11分21秒9、東経137度02分03秒5 オ 北緯37度11分00秒2、東経137度01分47秒4 カ 北緯37度10分40秒6、東経137度00分34秒1 キ 北緯37度11分21秒7、東経136度59分43秒0 ク 北緯37度11分37秒2、東経136度58分53秒7 ケ 北緯37度11分52秒2、東経136度57分50秒3 コ 北緯37度11分37秒7、東経136度56分46秒1 サ 北緯37度10分18秒6、東経136度55分08秒3 シ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7 ス 北緯37度10分07秒0、東経136度53分22秒9		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あこやがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡穴水町字甲、字曾良、字鹿波、字岩車、字川尻、字比良、字中居、字中居南、字妻ヶ浦、字内浦、字川島、字大町、字鶴島、字乙ヶ崎、字新崎、字志ヶ浦、字根木、字鹿島及び字曾福	穴水港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
共第26号	石川県漁業協同組合	鳳珠郡穴水町及び七尾市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度11分36秒1、東経137度03分01秒6 イ 北緯37度11分59秒6、東経137度03分47秒3 ウ 北緯37度10分44秒9、東経137度04分56秒9 エ 北緯37度10分19秒6、東経137度04分16秒2		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳳珠郡穴水町字冲波、字甲、字曾良及び字鹿波並びに七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島ハヶ崎町 及び能登島鶴目町	なし
共第27号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからシまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度10分07秒0、東経136度53分22秒9 イ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7 ウ 北緯37度09分39秒5、東経136度53分59秒2 エ 北緯37度09分06秒0、東経136度53分42秒0 オ 北緯37度08分48秒0、東経136度53分52秒8 カ 北緯37度08分18秒9、東経136度54分05秒7 キ 北緯37度08分05秒2、東経136度54分12秒3 ク 北緯37度07分46秒1、東経136度54分12秒7 ケ 北緯37度06分55秒1、東経136度54分49秒1 コ 北緯37度06分09秒9、東経136度54分48秒4 サ 北緯37度05分40秒7、東経136度53分47秒9 シ 北緯37度04分59秒9、東経136度54分13秒3		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あこやがい漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚貫建漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市中島町外、中島町小牧、中島町深浦、中島町長浦、中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田、中島町河崎、中島町奥吉田、中島町筆染、中島町笠師、中島町塩津、大津町、深見町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第28号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからツまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度04分59秒9、東経136度54分13秒3 イ 北緯37度05分40秒7、東経136度53分47秒9 ウ 北緯37度06分09秒9、東経136度54分48秒4 エ 北緯37度05分48秒2、東経136度55分37秒0 オ 北緯37度05分13秒6、東経136度56分32秒0 カ 北緯37度05分00秒2、東経136度56分53秒5 キ 北緯37度04分50秒4、東経136度57分32秒0 ク 北緯37度04分37秒8、東経136度58分31秒4 ケ 北緯37度04分38秒7、東経136度58分57秒0 コ 北緯37度05分30秒5、東経136度59分41秒8 サ 北緯37度05分36秒7、東経136度59分48秒2 シ 北緯37度05分45秒4、東経137度00分02秒1 ス 北緯37度05分50秒2、東経137度00分09秒1 セ 北緯37度06分23秒8、東経137度00分49秒1 ソ 北緯37度06分26秒1、東経137度00分57秒3 タ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 チ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 ツ 北緯37度06分11秒0、東経137度02分06秒1	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚叩き網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市奥原町、和倉町、石崎町、招浜町、新保町、松百町、津向町、矢田町、矢田新町、大田町 及び三室町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
共第29号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分39秒4、東経137度01分00秒0 イ 北緯37度10分19秒1、東経137度00分44秒8 ウ 北緯37度10分31秒5、東経137度01分47秒9 エ 北緯37度10分43秒0、東経137度03分10秒0 オ 北緯37度09分04秒1、東経137度04分28秒1 カ 北緯37度08分09秒3、東経137度03分58秒1 キ 北緯37度08分26秒0、東経137度02分28秒3	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島ハケ崎町、能登島飯目町、能登島長崎町及び能登島小浦町	なし
共第30号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分26秒0、東経137度02分28秒3 イ 北緯37度08分09秒3、東経137度03分58秒1 ウ 北緯37度07分00秒3、東経137度04分35秒6 エ 北緯37度06分56秒0、東経137度03分59秒3 オ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 カ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 キ 北緯37度06分50秒9、東経137度01分06秒4	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市能登島野崎町及び能登島日出ヶ島町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第31号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからヒまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分50秒9、東経137度01分06秒4 イ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 ウ 北緯37度06分26秒1、東経137度00分57秒3 エ 北緯37度06分23秒8、東経137度00分49秒1 オ 北緯37度05分50秒2、東経137度00分09秒1 カ 北緯37度05分45秒4、東経137度00分02秒1 キ 北緯37度05分36秒7、東経136度59分48秒2 ク 北緯37度05分30秒5、東経136度59分41秒8 ケ 北緯37度04分38秒7、東経136度58分57秒0 コ 北緯37度04分37秒8、東経136度58分31秒4 サ 北緯37度04分50秒4、東経136度57分32秒0 シ 北緯37度05分00秒2、東経136度56分53秒5 ス 北緯37度05分13秒6、東経136度56分32秒0 セ 北緯37度05分48秒2、東経136度55分37秒0 ソ 北緯37度07分46秒1、東経136度54分12秒7 タ 北緯37度08分05秒2、東経136度54分12秒3 チ 北緯37度08分18秒9、東経136度54分05秒7 ツ 北緯37度08分48秒0、東経136度53分52秒8 テ 北緯37度09分06秒0、東経136度53分42秒0 ト 北緯37度09分39秒5、東経136度53分59秒2 ナ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7 ニ 北緯37度09分48秒4、東経136度55分24秒7 ヌ 北緯37度09分22秒8、東経136度56分54秒3 ネ 北緯37度09分20秒9、東経136度57分08秒2 ノ 北緯37度09分59秒8、東経136度59分12秒8 ハ 北緯37度10分19秒1、東経137度00分44秒8 ヒ 北緯37度08分39秒4、東経137度01分00秒0	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うちむらさきがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市能登島二穴町、能登島久美町、能登島佐波町、能登島須賀町、能登島半浦町、能登島通町、能登島田尻町、能登島久木町、能登島百万石町、能登島間町、能登島無間町、能登島南町、能登島曲町及び能登島向田町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
共第32号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分11秒0、東経137度02分06秒1 イ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 ウ 北緯37度06分56秒0、東経137度03分59秒3 エ 北緯37度05分18秒5、東経137度04分53秒3 オ 北緯37度03分48秒4、東経137度03分41秒1 カ 北緯37度01分24秒2、東経137度03分47秒8 キ 北緯37度01分19秒7、東経137度03分03秒6	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市鶴浦町、大野木町、江泊町及び庵町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
共第33号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度01分19秒7、東経137度03分03秒6 イ 北緯37度01分24秒2、東経137度03分47秒8 ウ 北緯36度59分43秒5、東経137度03分49秒4 エ 北緯36度59分39秒9、東経137度03分12秒5	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市佐々波町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第34号	石川県漁業協同組合	七尾市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度59分39秒9、東経137度03分12秒5 イ 北緯36度59分43秒5、東経137度03分49秒4 ウ 北緯36度58分13秒7、東経137度03分57秒7 エ 北緯36度57分19秒5、東経137度03分37秒2 オ 北緯36度57分34秒0、東経137度03分14秒1 カ 北緯36度57分33秒0、東経137度03分06秒1		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	七尾市黒崎町、東浜町及び大治町	なし